

原議保存期間	5年(令和13年12月31日まで保存)
施行文書保存期間	5年(令和13年12月31日まで保存)

組 対 甲 達 第 2 6 号
生 企 甲 達 第 2 2 号
刑 企 甲 達 第 2 6 号
交 企 甲 達 第 2 2 号
公 甲 達 第 1 1 号
令 和 8 年 3 月 9 日

部課署長 殿

石 川 県 警 察 本 部 長

犯罪収益対策推進要領の改正について（通達）

- 対号1 平成22年5月18日付け組対甲達第34号ほか「犯罪収益対策推進要領の策定について」（通達）」
- 対号2 令和6年8月28日付け組対甲達第45号ほか「石川県警察組織犯罪対策要綱の改正について」（通達）

犯罪収益対策については、対号に基づき運用しているところであるが、犯罪収益対策を取り巻く犯罪情勢は刻々と変化し、現在では、特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺の被害が高水準で推移するなど、極めて憂慮すべき状況にあり、これらの特殊詐欺等に関与している匿名・流動型犯罪グループへの対策は、治安対策上の最重要課題となっている。

こうした状況を踏まえ、県警察においては、新たに「匿名・流動型犯罪グループ総合対策プロジェクトチーム」を設置し、匿名・流動型犯罪グループに関する情報共有を図るとともに、部門横断的な対策を講じるなど、匿名・流動型犯罪グループへの対策を推進しているところであるが、特殊詐欺等の被害拡大の背景には、匿名・流動型犯罪グループが、預貯金口座から暗号資産等への交換に至るまで多岐に渡る金融サービスを悪用しながら、犯罪により得た収益のマネー・ローンダリングを敢行して、その活動の維持・増長を図っている状況がある。また、「国民を詐欺から守るための総合対策2.0」（令和7年4月22日犯罪対策閣僚会議決定）においても、匿名・流動型犯罪グループの資金獲得活動等に係る実態解明、外国捜査機関等に対する捜査共助・協力結果を踏まえた海外にある犯罪収益等の剥奪等の取組を行うこととされているところである。

これらを踏まえると、犯罪収益対策の観点から匿名・流動型犯罪グループの弱体化・壊滅を図る視点が極めて重要であり、改めて県警察が一体となって、関係機関や事業者等と連携しつつ、総合的な犯罪収益対策を推進する必要があることから、別添のとおり「犯罪収益対策推進要領」を改正することとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、対号1は廃止する。

犯罪収益対策推進要領

1 総則

(1) 要領の目的

この要領は、犯罪による収益（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下「犯罪収益移転防止法」という。）第2条第1項に規定する犯罪による収益をいう。以下同じ。）が、組織的な犯罪及びテロリズムを助長するとともに、これを用いた事業活動への干渉が健全な経済活動に重大な悪影響を与えること、及び犯罪による収益には被害者から不当に得た財産が含まれることに鑑み、石川県警察が一体的に犯罪収益対策を推進することにより、犯罪による収益の移転及びテロ資金供与の防止、犯罪組織の弱体化及び壊滅並びに犯罪による収益の剥奪を図るために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

(2) 定義

この要領における用語の定義は、次の各号に定めるほか、犯罪収益移転防止法、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号。以下「組織的犯罪処罰法」という。）及び国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成3年法律第94号。以下「麻薬特例法」という。）に定めるところによる。

ア 資金洗浄犯罪

組織的犯罪処罰法第9条から第11条までに規定する罪、麻薬特例法第6条及び第7条に規定する罪並びに犯罪収益移転防止法第28条から第30条までに規定する罪をいう。

イ 前提犯罪

組織的犯罪処罰法第2条第2項に規定する犯罪行為及び麻薬特例法第2条第2項に規定する薬物犯罪をいう。

ウ 犯罪収益関連犯罪

資金洗浄犯罪及び前提犯罪をいう。

2 犯罪収益対策の基盤整備

(1) 体制の整備

ア 石川県警察の体制

組織犯罪対策課に犯罪収益対策係を設置するとともに、各部門において犯罪収益関連犯罪の捜査を推進するための所要の体制を整備する。

イ 職員の育成

犯罪による収益の移転に悪用されることが想定される金融サービス等の動向や犯罪による収益の移転に係る手口について習熟させるとともに、犯罪収益関連犯罪の取締り及び情報の分析等に有効な手法並びに犯罪による収益の追跡及び剥奪に必要な知識等を習得させるため、職員に対して実践的な教養を実施する。

また、疑わしい取引に関する情報が組織犯罪の取締り等に積極的に活用されるよう、関係各部門における職場教養及び警察署に対する巡回教養を計画的かつ継続的に実施する。

ウ 警察情報管理システム等の活用

警察情報管理システム等を積極的に活用するなど業務を効果的かつ効率的に推進する。

エ 表彰

事件検挙に関する功労はもとより、犯罪による収益の剥奪に関する功労、犯罪収益対策のための各種施策の推進に関する功労及び事件検挙等の過程における疑わしい取引に関する情報の活用に関する功労についても、積極的に表彰し、犯罪収益対策における士気の高揚に努める。

(2) 情勢と情報の分析等

ア 情報の分析等

全ての部門が緊密に連携し、犯罪による収益の移転の実態に関する情報、犯罪収益関連犯罪の検挙に資する情報、特定事業者の法令上の義務違反に関する情報その他犯罪収益対策を効果的に推進するため必要な情報を収集し、これらの情報を組織犯罪対策課において集約する。

組織犯罪対策課は、これらの情報を整理し、地域特性等を踏まえた分析を行い、その結果を必要に応じ関係各部門に提供する。

イ 疑わしい取引に関する情報の適切な取扱い

疑わしい取引に関する情報について、被疑者その他の関係者に当該情報を

捜査等に活用したことが明らかにならないように保秘を徹底するとともに、特定事業者に対し、犯罪収益移転防止法第8条第4項に定める疑わしい取引に関する情報の適切な取扱いについて周知する。

疑わしい取引に関する情報の取扱いに当たって、石川県警察情報セキュリティに関する訓令（平成17年石川県警察本部訓令第15号）等に基づき、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るため必要かつ適正な措置を講ずる。

3 犯罪収益対策の推進事項

犯罪収益対策の柱を「特定事業者のサービス等の悪用防止」、「犯罪収益関連犯罪の徹底的な取締り」及び「犯罪による収益の追跡と剥奪」とし、それぞれ次のとおり推進する。

(1) 特定事業者のサービス等の悪用防止

ア 官民の連携

関係機関及び特定事業者（特定事業者が加入する協会、団体等を含む。）と緊密に連携して、犯罪収益移転防止法等の関係法令の内容、犯罪組織等の実態、国家公安委員会が公表する犯罪収益移転危険度調査書を参考とした特定事業者が取り扱うサービス等に関するマネー・ローンダリングの危険度及び留意事項等の周知を図るための犯罪収益対策に関する広報啓発活動を推進する。

イ 不適切な特定事業者への対応

各種警察活動を通じて、犯罪収益移転防止法で規定する特定事業者に課せられた義務に違反している疑いがあると認める場合には、犯罪収益移転防止法第19条に規定する国家公安委員会による措置に資するよう、遅滞なく警察庁に報告する。

(2) 犯罪収益関連犯罪の徹底的な取締り

ア 情勢に的確に対応した取締り

犯罪収益関連犯罪では、架空・他人名義や実体のない又は実態の不透明な法人名義の口座の悪用、インターネットバンキング、スマートフォンの電子決済や暗合資産等の情報通信技術を利用した金融サービスの悪用等、多様な金融サービス等が悪用されているほか、新たな手口としてSNS等で勧誘を受けるなどし、他人に依頼されて送金等を行う行為が増加している。

これらの犯罪収益関連犯罪の主体として、従来からの暴力団や来日外国人

犯罪グループに加え、匿名・流動型犯罪グループが治安対策上の脅威となっているなどの情勢がみられることから、犯罪収益関連犯罪の取締りに当たっては、犯罪による収益の移転の危険度が高い対象に重点を置くなど、情勢に的確に対応した取締りを推進する。

イ 実態解明の徹底と各種情報を駆使した積極的な事件検挙

各種捜査を通じて犯罪による収益の流れを解明することは、犯罪による収益の剥奪に必要であることはもとより、匿名・流動型犯罪グループ等の犯罪組織の実態解明にもつながる極めて重要な捜査項目の一つであることを捜査に従事する職員全員に指示する。その上で、捜査の初期段階から犯罪による収益の剥奪を指向した追跡捜査を徹底するとともに、犯行手口の解明並びに犯罪組織に係る財産及び中核被疑者の特定も含め、匿名・流動型犯罪グループ等の犯罪組織の実態解明を推進する。

これに当たっては、犯罪収益関連犯罪をめぐる情勢も踏まえつつ、金融機関等への各種照会を着実にを行うことにより、被疑者、被疑法人及びマネー・ローンダリングへの関与が疑われる者の金融サービス等の利用状況や資産情報を的確に把握するほか、疑わしい取引に関する情報、法人における実質的支配者情報、インターネット等で公開されている情報、組織犯罪対策課による分析結果、関係各部門の知見等を活用した捜査を行う。

また、各種犯罪の事件化に当たっては、犯罪による収益の発見や検挙を逃れようとする行為及びそれらを助長する行為自体が悪質であることを認識し、犯罪収益関連犯罪の積極的な検挙に努める。

(3) 犯罪による収益の追跡と剥奪

ア 戦略的な追跡と的確な剥奪

犯罪収益関連犯罪の捜査に当たって、被疑者の検挙にとどまることなく、犯罪による収益や犯罪供用物等の没収・追徴が適切に行われるよう、捜査の初期段階から犯罪による収益の追跡と剥奪に関する方針を策定し、検察庁と緊密に連携しながら、証拠の収集・分析に努める。

また、犯罪による収益の移転に暗号資産等が悪用されている場合には、サイバー犯罪対策課を介してサイバー特別捜査部に暗号資産追跡支援を依頼するなどして当該暗号資産を追跡する捜査を推進するほか、石川県警察として独自に暗号資産追跡を実施した場合について、その結果をサイバー特別捜査

部にもれなく集約するよう徹底する。

犯罪による収益を特定した際には、起訴前の没収保全だけでなく、捜索差押え、金融機関への口座凍結要請等、当該時点で執り得る措置を講ずるとともに、捜査の進展に応じ、税務当局への課税措置通報や検察庁における没収・追徴に必要な捜査のための連携等、あらゆる機会を捉えて犯罪による収益の剥奪に資する措置を講ずるよう努める。

イ 国際的な連携

犯罪による収益が海外に移転されていると認められる場合には、警察庁と連携し、国際刑事警察機構（ICPO）を通じた捜査協力や、外国FIUとの情報交換、外交ルートや条約・協定を活用した国際捜査共助等の様々な手段を活用し、海外に移転した犯罪による収益の特定・追跡を推進する。